

医政局会議資料

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部
を改正する法律の概要 . . . P 1
- 医療法等の施行に伴う今後のスケジュール (案) . . . P 3
- 主な政省令事項 . . . P 4

良質な医療を提供する体制の確立を図るための 医療法等の一部を改正する法律の概要

政府・与党医療改革協議会により、平成17年12月1日に取りまとめられた「医療制度改革大綱」に沿って、国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、患者等への医療に関する情報提供の推進、医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進、地域や診療科による医師不足問題への対応等の措置を講ずる。

I 概要

1 患者等への医療に関する情報提供の推進

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。

- 都道府県が医療機関等に関する情報を集約し、分かりやすく住民に情報提供し、住民からの相談等に適切に応じる仕組みの制度化〔医療法、薬事法〕
- 入退院時における治療計画等の文書による説明の位置付け
- 広告規制の見直しによる広告できる事項の拡大〔以上 医療法〕

2 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進

医療計画制度を見直し、地域連携クリティカルパスの普及等を通じ、医療機能の分化・連携を推進し、切れ目のない医療を提供する。早期に在宅生活へ復帰できるよう在宅医療の充実を図る。

- 医療計画に、脳卒中、がん、小児救急医療等事業別の具体的な医療連携体制を位置付け
- 医療計画に分かりやすい指標と数値目標を明示し、事後評価できる仕組みとすること〔以上 医療法〕
- 退院時調整等在宅医療の推進のための規定整備〔医療法、薬剤師法〕

3 地域や診療科による医師不足問題への対応

へき地等の特定地域、小児科、産科などの特定の診療科における医師不足の深刻化に対応し、医師等医療従事者の確保策を強化する。

- 都道府県の「医療対策協議会」を制度化し、関係者協議による対策を推進
- 医療従事者への地域医療確保への協力の位置付け〔以上 医療法〕

4 医療安全の確保

- 医療安全支援センターの制度化、医療安全確保の体制確保の義務付け等〔医療法〕
- 行政処分を受けた医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等に対する再教育の義務化、行政処分の類型の見直し等〔医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法〕

5 医療従事者の資質の向上

- 行政処分を受けた医師等の再教育の義務化等（再掲）
- 看護師、助産師等について、現行の業務独占規定に加え名称独占規定を設けること〔保健師助産師看護師法〕
- 外国人看護師、救急救命士等について、臨床修練制度の対象とすること〔外国医師等の臨床修練法〕

6 医療法人制度改革

（ 医業経営の透明性や効率性の向上を目指す。

公立病院等が担ってきた分野を扱う医療法人制度を創設する。）

- 解散時の残余財産の帰属先の制限等医療法人の非営利性の徹底
- 医療計画に位置付けられたべき地医療、小児救急医療等を担うべき新たな医療法人類型（「社会医療法人」）の創設等〔以上 医療法〕

7 その他

- 施設規制法の性格が強い現行の医療法を、患者の視点に立ったものとなるよう、目的規定及び全体的な構造の見直し
- 有床診療所に対する規制の見直しその他所要の改正〔以上医療法〕

II 施行期日

- ◎ 平成19年4月1日を基本。
- ※ 有床診療所の見直しは、平成19年1月1日
- ※ 薬剤師、看護師等の再教育の義務化、行政処分の類型の見直し等は、平成20年4月1日。

医療法等の施行に伴う今後のスケジュール(案)

	医師確保	医療計画	情報開示等	医療安全	再教育・行政処分	臨床研修制度	助産所等	医療法人	有床診
H18年 7~10月	新医師確保総合対策	<p>国</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国での医療機能調査のための指標の提示(国) ○全国での医療機能調査のデータ収集のための調査票、解説書作成及び県への送付(共通に入手可能な項目) 	<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の提示以外に必要な都道府県独自のデータ収集のための調査票作成 ○都道府県が医療機能調査実施(国の提示以外に必要な都道府県独自のデータ収集は別途追加して医療機関に調査) 	<p>1. 都道府県を通じた情報公表制度関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県からのヒアリング等 ○「医療情報の提供等に関する検討会」における検討 <検討内容> ・医療機関が報告する情報の範囲 	<p>○医療安全省令・通知について関係団体への協力依頼</p>				
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○医療法に基づく基本方針(案)を提示 		<p>○医療安全支援センターについて、都道府県との意見交換</p>	<p>○再教育命令に伴う併明の聴取に係る手続案の提示</p>				パブリックコメント
12月	産科・小児科の集約化・重点化計画の国への報告	<ul style="list-style-type: none"> ○政省令等公布 ○関連通知の発出 	<p>パブリックコメント 【情報公表制度関係】</p> <p>省令公布 【情報公表制度関係】</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>省令公布</p>	<p>○再教育研修の概要案の提示</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○省令公布 ○関連通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○政省令等公布 ○関連通知の発出 	政省令公布
H19年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○医学部定員のための奨学金の取組 ○医療対策協議会に参画関係者に係る省令公布・関連通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標達成のためのデータを提示 ○国の試行的な調査、調査結果の分析(指標の直接的把握が困難で代替指標を用いる場合等) 	<p>○事業ごとの医療連携体制の構築に向けて圏域ごとに医療関係者等による協議開始</p>	<p>2. 広告規制の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「医療情報の提供等に関する検討会」における検討 <検討内容> ・告示で定めるものの範囲 ・ガイドラインの策定 	<p>○再教育研修の概要の通知</p> <p>①再教育命令に伴う併明の聴取に係る手続</p> <p>②再教育研修の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床研修制度の改正概要の通知 ○政省令公布 			施行(1月)
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○過剰な医療機能や不足している医療機能の把握 		<p>○告示等の導入に伴う行政処分の基準等のパブリックコメント</p>				
3月			<p>パブリックコメント 【広告規制関係】</p> <p>省令公布【広告規制関係】</p>		<p>○政省令公布</p>				
4月		<p>施行(4月)</p>	<p>○改正医療法施行に伴う新しい医療計画制度の施行(本格的な検討の開始)</p>	<p>施行(4月)</p>	<p>施行(4月)</p>	<p>施行(4月)</p>			
夏以降		<ul style="list-style-type: none"> ○(4月~)都道府県の医療計画策定に際し、継続的な技術的助言等 	<ul style="list-style-type: none"> ○(初秋目処)事業ごとの医療連携体制についての協議終了(圏域ごと) ○(初秋目処)医療計画に定める数値目標の設定及び達成案の検討 	<p>システム整備</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○再教育命令に伴う併明の聴取に係る手続案 ○再教育研修の概要案 ○再教育研修の概要の通知 ①再教育命令に伴う併明の聴取に係る手続 ②再教育研修の概要 ○告示等の導入に伴う行政処分の基準等のパブリックコメント ○准看護師の取り扱いについて 等 			
H20年 4月	大学医学部の定員増		<p>新しい都道府県医療計画の実施</p>	<p>本格実施 H20年度中</p>		<p>施行(4月)</p>			

主な政省令等事項

【医師確保】

(省令)
・医療対策協議会に参画する関係者について規定

【医療計画】

(省令)
・医療連携体制を構築すべき疾病の範囲
(告示)
・基本方針

【情報開示等】

1. 都道府県を通じた情報開示制度関係
(省令)
・報告情報の範囲
・報告の頻度や方法等(報告内容に変更が生じた場合の報告の方法等を含む)
・情報の公表方法(インターネット等)
2. 広告規制関係
(告示)
・医療の内容や医療の提供の結果等に関する事項であって広告可能とするものを規定
3. 入院時の文書交付関係
(省令)
・文書交付の方法等の詳細(例:文書交付の適用除外等)

【医療安全】

(省令)
・安全管理体制
・院内感染制御の体制
・医薬品の安全管理体制
・医療機器の保守点検・安全使用に関する体制
・医療安全支援センターの業務を受託できる者の範囲について規定

【再教育・行政処分】

再教育研修の具体的手続
(政令)
・手数料
(省令)
・研修計画の作成
・研修終了時の手続
・研修修了登録証の書換交付・再交付 等

【臨床修練制度】

臨床修練の具体的手続
(政令)
・手数料
(省令)
・指定病院の指定
・臨床修練の申請
・申請書の様式 等

【助産所等】

(省令)
・嘱託医師及び連携医療機関の条件

【医療法人】

(政令)
・社会医療法人の認定手続きの整備。
・社会医療法人債に係る技術的読替規定の整備。
・国、地方公共団体以外で、医療法人の残余財産の帰属すべき者の範囲。
(省令)
・医療法人が毎年作成・提出すべき書類。
・自己資本比率の見直し
・社会医療法人の役員・社員・評議員に3分の1以上含まれてはならない、特殊の関係のある者の範囲。
・社会医療法人の公的な要件。
・公認会計士又は監査法人の監査を受けるべき社会医療法人の規模。
・社会医療法人債の発行に関する規定。
(告示)
・医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲
・社会福祉医療法人の承認の基準としての救急医療等確保事業に係る①病院等の設備構造②業務の実施体制
③事業の実績

【有床診】

(政令)
・一定の要件をみたす有床診療所の病床設置の届出について規定。(パブリックコメント中)
(省令)
・有床診療所について、病床過剰地域においても設置できる要件として、へき地における診療所として医療計画に記載されるもの等を含める。(パブリックコメント中)